

(4) 通級による指導実施要綱モデル

(市町村) 通級による指導実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 140 条の規定に基づき、小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒に対して、通級による指導を行う場合の取扱いに対して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導校の通知等)

第 2 条 校長は、児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を届け出るものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒(就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要な者を含む。)について、< _____ >通級による指導を受けさせる学校(以下「通級指導校」という。)を、当該児童又は生徒が在籍する学校(以下「在籍校」という。)の校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村就学支援委員会等の意見を聴取するものとする。

4 市町村教育委員会は、第 2 項の通知と同時に、通級指導校の校長(「県立特別支援学校で実施の場合」は、「県教育委員会」に読み替える。)に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在籍校を通知するものとする。

< _____ : 「市町村が異なる場合」は以下を付加する。 >

他の市町村等が設置する小学校又は中学校において通級による指導を受けさせることが適当と認められるときは、あらかじめ、当該市町村教育委員会(以下「他市町村教育委員会」という。)と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び

< _____ : 「県立特別支援学校で実施する場合」は以下を付加する。 >

県立特別支援学校において通級による指導を受けさせることが適当と認められるときは、あらかじめ県教育委員会と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び

(特別の教育課程の編成等) < _____ >

- 第3条 在籍校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第4項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議するものとする。
- 2 通級指導校の校長は、前条の協議を終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在籍校の校長に通知するものとする。
 - 3 在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出るものとする。

(保護者への通知)

- 第4条 市町村教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

- 第5条 在籍校の校長は、通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、在籍校及び通級指導校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村就学支援委員会の意見を聴取するものとする。

(雑則)

- 第6条 その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

< : 「市町村が異なる場合」は以下に読み替える。 >

- 第3条 市町村教育委員会は、前条第2項及び第4条の通知を行ったときは、在籍校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について他市町村教育委員会と協議を行うものとする。
- 2 通級指導校の校長は、前条の協議を終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在籍校の校長に通知するものとする。
 - 3 在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出るものとする。

< : 「県立特別支援学校で実施する場合」は以下に読み替える。 >

- 第3条 市町村教育委員会は、前条第2項及び第4条の通知を行ったときは、在籍校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について県教育委員会と協議を行うものとする。
- 2 市町村教育委員会は、前条の協議を終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在籍校の校長に通知するものとする。
 - 3 在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出るものとする。